令第百三十六条の二第五号の規定が適用される建築物	法第六十一条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
		その他法第六十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百九条の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
（略）			

（四十一）～（六十）	（略）

（六十一）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			その他令第百三十七条の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		令第百三十七条の二の二第一項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			その他令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		令第百三十七条の二の三の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			その他令第百三十七条の二の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
	（略）			

令第百三十六条の二第五号の規定が適用される建築物
（略）

（四十一）～（六十）	（略）

（六十一）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物
	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物
	（略）